

第3章 災害予防対策の推進

第1節 都市防災機能の強化

関係機関	政策企画室、公民協働推進室、生活環境課、産業振興室、都市政策室、建築・開発指導室、建築住宅室、都市整備室、土木維持管理室、経営総務課、水道工務課、下水道整備課、浄水課、文化遺産活用課、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ（関西支社）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、日本放送協会、泉北環境整備施設組合
------	---

市は防災関係機関と連携し、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震・耐水対策などにより、災害に強い都市基盤を形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「大阪府災害に強い都市づくりガイドライン」を活用する。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表とともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。

第1 防災空間の整備

市は、避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園緑地、道路、河川、ため池、水路などの都市基盤施設の効果的整備に努める。また、市は農地などの貴重なオープンスペースや学校、比較的敷地規模の大きな公営住宅などの公共施設の有効活動を図り防災空間を確保する。

1 不燃化対策

市街化区域内の建ぺい率60%以上の地域については、市として市街地における火災の危険を防除するため、原則として準防火地域の指定を促進し、耐火・準耐火建築物への誘導を図り、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。

2 都市公園等の整備

避難場所、延焼遮断空間及び災害救援活動の拠点としての機能を有する都市公園等の整備に努める。

都市公園の整備に際しては、「防災公園計画・設計ガイドライン」（建設省都市局公園緑地課、建設省土木研究所環境部監修）、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部）及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課）を参考に、一時避難地や広域避難地としての機能が確保されるように努める。

（1）広域避難場所となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供するおおむね面積10ha以上の都市公園（面積10ha未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となっておおむね面積10ha以上となるものを含む。）の整備に努める。

（2）一時避難場所となる都市公園の整備

近隣の住民が避難するおおむね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

（3）災害救助活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の広域的な救援救護活動や救援物資輸送の中核基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）として黒鳥山

公園の整備に努める。

3 道路・緑道の整備

- (1) 幹線道路をはじめとする新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大等を行い、多重ネットワークの形成に努める。
- (2) 広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路を整備する。
- (3) 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。

また、市は、市内交通の円滑化と各拠点ゾーンを一体的に結びつけるため、幹線道路をはじめとする道路の必要性を十分検討し、また新規道路の整備、既設道路の幅員の拡大、緑道の整備等を行い、道路の避難路、延焼遮断空間としての機能の強化に努める。

4 市街地緑化の推進

緑地や並木は、火災の延焼遮断機能を有しており、公共・公益施設や民有地での緑化推進に努める。

5 農地の活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度を推進するなど、農地を活用したオープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設整備の推進

防災機能を強化するため、府と連携し、道路、公園、河川、ため池等都市基盤施設に災害対策上有効な防災機能の整備を推進する。

1 道路網整備の推進

道路網は災害時を考慮し、有効な配置及び幅員等を十分検討し計画する。また、整備にあたっては、効率的、効果的に都市計画道路の整備を推進する。

2 公園等における防災機能の充実

都市公園の緑地は、地域住民の快適な生活環境を確保するばかりでなく、火災の延焼を防ぐ役割を担っており、環境面だけではなく防災上の観点からも緑地の保全を図る。

また、災害発生時における避難場所及び応急対策活動の拠点としての機能を確保するため、災害応急対策に必要となる施設の整備に努める。

3 河川・水路・ため池における防災機能の強化

河川や水路については、機能面の整備だけではなく、親水性を持った改修を行うとともに、ため池の耐震対策を推進し、災害時の消防用水、生活用水としての活用を図る。

第3 建築物の安全性に関する指導等

市は、建築物の安全性を確保し、住民の生命を保護するため、建築物の敷地、構造及び設備等について、建築基準法等に基づく指導、助言等を行う。

1 ブロック塀の倒壊防止

市は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図る。

2 ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

3 家具等転倒防止

市は、タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒又は棚上の物の落下による事故を防止するた

め、広報紙、パンフレット等の配布を通じて、住民に対し家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

4 避難所・避難路対策

避難所・避難路の整備にあたっては、大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年大阪府条例第36号）に準じて、要配慮者を考慮し、車椅子でも通行できる段差解消などに努めるほか、避難所内での行動に支障のないよう配慮する。

第4 文化財の保護

- 1 市は、住民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、住民に対し講演会、特別展の開催等により文化財保護について啓発活動を行う。
- 2 所有者、管理責任者は、文化財の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置する。また、常に文化財の現状を把握し、弛緩、損傷、摩耗等を発見したときは、速やかに修復する。
- 3 火災に備えて、自動火災報知設備、消火栓等の消防用設備等の整備を推進するとともに、消火器を要所に備え付ける。
- 4 台風時には、特に劣弱な部分の応急補修を施し、万全を期する。
- 5 建造物、美術工芸品保存施設の耐震構造化の促進をする。

第5 ライフライン施設の災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、地震・津波、風水害をはじめとする各種災害による被害を防止するため、平常時から施設設備の強化と保全に努める。

1 上水道

災害による断水、減水を防止するため、施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 上水道については「水道施設設計指針」「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 重要度の高い施設設備の耐震化を推進する。特に、管路には耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手等を使用し、耐震管路網の整備に努める。
 - ア 浄水場・配水池、主要管路等重要度の高い基幹施設の耐震化
 - イ 急性期医療機関等、その他防災上重要な施設への送・配水管の耐震化
 - ウ 施設の機能維持に不可欠な情報通信システムの整備
- (3) 常時監視及び巡回点検を実施し、施設設備の維持保全に努める。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新を計画的に推進する。

2 下水道

災害による下水道施設の機能の低下、停止を防止するため、下水道施設の保全に努める。

- (1) 下水道施設の新設にあたっては、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。
- (2) 下水道施設の点検・調査にあたっては、不具合の発生確率や被害規模（影響度）を考慮し優先順位を定め、たうえで進める。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化と保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設、通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保を図る。
- (2) 電力供給系統の多重化を図る。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- （1） ガス施設（製造所・供給所等）について、各種災害に耐えうる十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- （2） 高圧・中圧・低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- （3） ガス事業法、保安関係諸規程等に基づく施設設備の維持保全、並びに常時監視を行う。
- （4） 施設（管路）の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ（関西支社）、 KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社 等）

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下、「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

（1） 電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

- ア 豪雨、洪水、津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。
- イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

（2） 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置とするとともに、安全な設置場所を確保する。
- ウ 電気通信設備について、非常用電源を整備する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

（3） 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

（4） 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝・電線共同溝の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議の上、共同溝・電線共同溝の整備を計画的に進める。

（1） 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

（2） 共同溝については、特に、市域内及び近隣府県とのネットワークの形成を推進する観点から、既存共同溝間の連続化を図る。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。

- （１） 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。
- （２） 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

1 し尿処理（市、泉北環境整備施設組合）

- （１） し尿処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （２） 既存のし尿処理施設についても、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- （３） 災害時のし尿処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （４） 災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- （５） し尿処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- （６） 災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理（市、泉北環境整備施設組合）

- （１） ごみ処理施設の整備にあたっては、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- （２） 災害時のごみ処理施設における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保する。
- （３） あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- （４） ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町村等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理（市、泉北環境整備施設組合）

- （１） 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示すよう努める。
- （２） 災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- （３） 周辺市町村等との協力体制の整備に努める。
- （４） 災害廃棄物に関する情報等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

- (5) 市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

資料編 ◦ 2－20 市内指定文化財一覧